

社会福祉法人 四条囀福社会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年12月1日～令和7年11月30日までの5年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和2年12月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和3年2月～ 制度に関するパンフレットを作成し職員に配布

目標2：育児休業後に職員が復帰しやすくするため、休業中の職員に資料送付等による情報提供を行う制度を導入する。

<対策>

- 令和2年12月～ 会議等を活用した周知・啓発の実施